

することができます。

- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
- a.旅行開始日又は終了日の変更
 - b.入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - c.運送機関の種類又は会社名の変更
 - d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - e.本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f.本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - g.宿泊機関の種類又は名称の変更
 - h.宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

②旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。但し、確定書面を交付する旅行契約のみ。

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑥お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定に関わらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 当社からの旅行契約の解除

(1)旅行開始前

①お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければならないと認められるとき。

②当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

- a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- b.お客様がほかのお客様に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- c.お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d.スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- e.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

f.通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行く代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

g.お客様が第 3 項(4)から(6)に該当することが判明したとき。

(2)旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻します。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

d. お客様が第 3 項(4)から(6)に該当することが判明したとき。

②本項(2)の①の a、c の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてのご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

(3) 当社は、【当社からの解除】(1)の②〔旅行開始前〕の規定により旅行契約を解除したときは、すでに受理している旅行代金または申込金を全額払い戻します。また、同〔旅行開始後〕の規定により旅行契約を解除したときは、旅行契約は将来に向かってのみ消滅し、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。この場合、当社はお客さまがまだ提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払いまたはこれから支払わなければならない費用(帰路費用など)の金額を差し引いたものを払い戻します。

(4) 払い戻し時期

①「8.旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更」(2)および(3)により旅行代金が減額された場合または「10、11 契約の解除」の規定により旅行契約が解除された場合で、払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては、解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては企画書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻します。

② 通信契約において「8旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更」(2)および(3)により旅行代金が減額された場合または「10、11 契約の解除」の規定により旅行契約が解除された場合による払い戻しにあつては提携会社のカード会員規約に従って当該金額を払い戻します。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除にあつては企画書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻すべき額を通知し、当該通知を行った日をカード利用日とします。

12. 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

し、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、受注型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

13. 添乗員等の業務

(1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第12条各号に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2)前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(3)添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。また、この場合のご連絡については当社となりますが、休日等の営業時間外の理由で連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。

TEL：090-5417-9922

14. 当社の責任

(1)当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3)当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

15. 特別補償

(1)当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款別紙「特別補償規程」(以下「特別補償規程」といいます。)により、死亡補償金として国内旅行 1500 万円、後遺障害補償金として程度に応じて死亡補償金の 3～100％入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10 万円です。)として支払います。(但し、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。「特別補償規程」第 18 条 2 項に定める品目については補償対象としません。

(2) (1)の損害については、当社が「14 当社の責任」(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。(3) (2)に規定する場合において、(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が「14 当社の責任」(1)の規定に基づいて支払うべき損害補償金(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ縮減します。

(4) 当該旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。))については、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

(4) お客さまが旅行の行程から復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡なしに離団された場合は、当該離団中に被られた損害については、「特別補償規程」第2条2項に定める「企画旅行参加中」の事故とはみなされないことから、補償金および見舞金を支払いません。

16. 旅程保証

当社は、当社約款の規定により「別表 変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に 1%～3%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払いますが、当社の旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につき支払う変更補償金の額は 15%を上限とします。尚、旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1000 円未満であるときは変更補償金を支払いません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

「別表 変更補償金」		
変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更。(運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。)	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

(注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

(注 3) 第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係わる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

(注 4) 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注 5) 第 4 号または第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船などまたは 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船などまたは 1 泊につき 1 件として取り扱います。

17. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお土産店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行って下さい。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社の連絡先へご連絡ください。またこの連絡先は最終日程表でご連絡する場合があります。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。)

20. 屋外施設利用について

旅行日程にスポーツ施設、キャンプ施設、アウトドア施設等の屋外施設の利用が含まれている場合、雨天などで管理者が利用困難と判断した場合は、利用の中止、利用時間の変更、利用会場の変更等する場合があります。お客様が旅行 契約を解除・変更された場合で、当社でスポーツ施設、キャンプ施設、アウトドア施設等の利用料を立替払いした場合は、返金いたしません。また旅行契約を解除・変更された立替済みの屋外施設利用権はお渡しいたしません。なお上記の理由による屋外施設利用の中止、利用 時間の変更、利用会場の変更等については、旅程保証の変更補償金支払いの対象外となります。

21. 空港諸税などについて

空港諸税など(国内空港施設使用料を含む)は旅行代金に含まれておりません。旅行開始前に旅行代金に含めて徴収する場合と旅行地にて別途徴収する場合があります。また、空港諸税などは予告なく額が変更される場合や新設される場合があります。

22. 旅行保険への加入について

ご旅行中、スポーツ施設、キャンプ施設、アウトドア施設等の屋外施設の利用がある場合、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

23. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供致します。その他、当社は
①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
③アンケートのお願い
④特典サービスの提供
⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(3)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社は利用させていただきます。尚、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問合せ下さい。
旅育ワーケーションツアーズ株式会社
電話番号 070-8982-4033

24. その他

(1)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機

に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となります。

(2)当該旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第12項及び第16項の責任を負いません。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は企画書面(見積書)等明示した日となりますが、企画書面(見積書)等に明示がない場合は 2025 年8月1日となります。

約款準拠 本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行の部)に定めるところによります。☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

この旅行条件書は 2024 年 8 月の基準に基づきます。
(更新日:2024 年 8 月 1 日)

別表	国内旅行に係る取消料		
	解除時期等		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21 日目(日帰り旅行 11 日目)に当たる日以前	企画料金相当額 (但し契約書面に企画料金を明示した場合に限る)	
	(イ)20 日目(日帰り旅行 10 日目)に当たる日以降(口からホ除く)	旅行代金の 20%	
	(ロ)7 日目に当たる日以降(ハからホ除く)	旅行代金の 30%	
	(ハ)旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%	
	(ニ)旅行開始日の当日に解除する場合(ホ除く)	旅行代金の 50%	
	(ホ)無連絡不参加及び旅行開始後に解除する場合	旅行代金の 100%	
貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約			当該船舶に係る取消料の規定による

旅行企画・実施

登録番号 千葉県知事登録旅行業 第2種 1117 号
名 称 旅育ワーケーションツアーズ株式会社
所 在 地 千葉県野田市柳沢 245-8 多夢楽 CampBase
電話番号 070-8982-4033
担当者名 田村(国内旅行業務取扱管理者)